

報告第24号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（峰山町杉谷 R7.6.14）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出

京丹後市長 中山 泰

専決第18号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月27日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町杉谷地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和7年6月14日、消防本部職員が京丹後市峰山町杉谷地内で救急搬送を終えた救急自動車を駐車場内でUターンさせた際に、駐車してあった相手方の普通自動車と接触し、バンパーの一部を破損する損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 339, 388円

3 損害賠償の相手方 京丹後市網野町在住 個人